



大きなスペースをとって並べられているジャニーズ関連のCD

ジャニーズ問題深めた責任報じず、出演、金儲け
先度としては低いと判断したという、この2点についてはNHKを含めてどの放送局も

ジャニーズ問題深めた責任報じず、出演、金儲け

ジャニ
ース問題
について
、各局
が自己検
証番組を
続々と放
送してい
ます。あ
まり事実
そのもの
の認識が
なかった
というこ
と、いわ
ゆるニュ
ース的な
価値が優
先度として低いと判断した
という、この2点については
NHKを含めてどの放送局も

報道機関の「特権」

- 新聞… 消費税は軽減税率を適用、再販制度の特殊指定「株式の譲渡の制限等に関する法律」
- 取材費は交際費に不算入（税制上の特例）
- 報道目的は個人情報保護法、探偵業法の適用除外
- 公職選挙法「報道・評論の自由」「選挙放送の番組編集の自由」
- 著作権法の適用除外「時事の事件の報道のための利用」
ほかにも記者クラブ制度、取材源秘匿のための証言拒否権など

※講師レジュメより

特権ゆえの責任で

自由な言論空間を守れ

新聞は、8パーセントの軽減税率が適用されています。また、再販制度という、割引販売、値引き販売をルールとして禁止しています。それだけ新聞の経営には、経済的な保護がある

りきて、新聞社を買収するといったこともできない法律になっていて、新聞の編集の独立

経済的、様々な保護されます。（上記図表参照）これは、民主主義社会の維持装置として、誰もが自由な言論の公共空間にアクセスできるということを保証するた

と、忖度、遠慮が働いて、報道できなかつたのではないかと、局によって態度が分かれていま

持装置として、誰もが自由な言論の公共空間にアクセスできるということを保証するた

メディア総合研究所事務局長・「放送レポート」編集長 岩崎貞明

2022年に経済安保推進法が制定されました。国家安全保障の観点から、社会の基本的なインフラとなる部分の設備の導入や維持管理について、事前審査をするということになっていきます。この中に

民主主義社会とメディアの役割



岩崎さん

放送も含まれているということ、権力にメディアがどんどん取り込まれていくという流れになっていることが明らかだと思えます。

党の小西洋之議員がそのやり取りを詳細に記録した総務省の内部文書を示して明らかにした、放送法解釈変更の問題をあらためて紹介したいと思います。安倍政権時代の2014年から15年にかけて、

当時の首相官邸側から総務省側にかつた強力な働きかけがありました。放送法4条、放送番組編集準則の中の政治的公平の解釈を巡って、ある種、圧力のようなやり取りがありました。例えば1週間の

2016年になって、高市早苗総務大臣（当時）より、個別の番組で問題があった時の対応として、放送局の「停波」を匂わせる発言がありました。放送法には罰則規定は

今年3月、総務省の審議官が出席していた参議院の外交防衛委員会で、小西議員がしつこく質問して、結果的には官邸が意図した放送法解釈の変更は事実上撤回されました。個別の番組の政治的公平

性問題にされたわけですが、極端な場合の番組も含めて、番組全体で政治的公平を判断する、とされました。ただ「放送法の解釈の変更が撤回された」という

を問われるのは、報じなかつただけではなくて、出演させて視聴率を稼いだりして、一緒になって金儲けしたという側面です。ここについての総括や検証は、各局見ても、ほとんどありません。

フリージャーナリストは一切ダメ、記者クラブの内閣記者会加盟の1社1人に限定、会見の時間は30分で、とされました。この時は、ジャニーズの時と違って各社の記者が結構食い下がって、細田さんに質問をバンバンぶつけました。やっぱりメディア側が意見のルール設定について、意義を申し立てて交渉して、押し返すことが必要です。とりわけメディアに対してそう思うのは、ある種、報道機関には、特権的なルールが認められているから

政治的公平めぐり圧力

「停波」を匂わせた高市大臣

11月12日、「けんせつ」通信員総会を28支部と本部からの総勢44人の参加で開催しました。記念講演にはメディア総合研究所事務局長・「放送レポート」編集長の岩

崎貞明さんをお招きしました。民主主義のインフラとしての報道機関の役割と責任について語った、その内容の一部を紹介します。（見出し・文責共に編集部）

報道番組全体で、その政治的なバランスが取れているかどうかということを経営的に判断するようになっていたわけですが、官邸側がそこに横槍を入れたのです。1個の番組でも非常に政治的に偏っている内容があったら、それは違反ということになるのじゃないかと。そういう解釈に変更をしようということをや、総務省に執拗に圧力をかけたというものです。

結果的には 解釈変更を撤回

ちなみにその後、この問題は今年3月、総務省の審議官が出席していた参議院の外交防衛委員会で、小西議員がしつこく質問して、結果的には官邸が意図した放送法解釈の変更は事実上撤回されました。個別の番組の政治的公平

性問題にされたわけですが、極端な場合の番組も含めて、番組全体で政治的公平を判断する、とされました。ただ「放送法の解釈の変更が撤回された」という

を問われるのは、報じなかつただけではなくて、出演させて視聴率を稼いだりして、一緒になって金儲けしたという側面です。ここについての総括や検証は、各局見ても、ほとんどありません。

持装置として、誰もが自由な言論の公共空間にアクセスできるということを保証するた

意見申し立てを

として、ジャニーズが開いた記者会見をめぐってはNHG記者リストの問題もありました。ただ、この記者会見のルールの設定の仕方は、引き合いに出すのは少し申し訳ないのですが、亡くなった前衆議院議長細田博之さんの記者会見が実にそっくりでした。

会見ルールに

フリージャーナリストは一切ダメ、記者クラブの内閣記者会加盟の1社1人に限定、会見の時間は30分で、とされました。この時は、ジャニーズの時と違って各社の記者が結構食い下がって、細田さんに質問をバンバンぶつけました。やっぱりメディア側が意見のルール設定について、意義を申し立てて交渉して、押し返すことが必要です。とりわけメディアに対してそう思うのは、ある種、報道機関には、特権的なルールが認められているから



各支部より「けんせつ」通信員40人が参加

ているということなのです。なぜ報じなかつたのかとの疑問があると思いますが、判決の理由を深く読んで探しに行かないと、その事実は簡単にはわからないという関係にあったと思っています。